

## 第 6 章 計画の進行管理

---

## 6. 計画の進行管理

### 1 計画の推進体制

環境への取組は、市民や事業者の日常の生活や事業活動に深く関係していることから、市民や事業者一人一人が自らの問題としてとらえて行動し、市を含めて互いに協力・連携してそれぞれの取組を進めていくことが重要です。

本計画の取組を着実に実行できるよう、以下の推進体制で計画を進めていきます。

この他、広域的な環境施策については、県や周辺自治体等との連携・協力のもと、取り組んでいきます。

#### 市民・事業者の推進体制

市民・事業者・各種団体がそれぞれ環境活動を実践し、市などと連携・協働により取組を推進していきます。

#### 市の推進体制

##### ◆館林市環境管理組織

本計画に示される行政施策を進行管理するためのしくみ、『館林市環境マネジメントシステム（EMS）』に基づく組織です。

環境管理総括者（市長）を筆頭に、環境管理副総括者（副市長、教育長）、環境管理責任者（市民環境部長）の管理のもと各組織が環境活動を実行し、内部環境監査チームや環境管理本部会議により点検・評価、改善等が行われます。

#### 点検・評価体制

##### ◆館林市環境審議会

館林市環境基本条例に基づき設置されるもので、識見を有する者、産業団体を代表する者、市民団体を代表する者、公募による市民により構成される組織です。

良好で快適な環境の保全及び創造に関する重要事項について調査審議を行うほか、環境基本計画の進捗状況や次年度の課題等について審議を行い、市長へ助言を行います。

## 2 計画の進行管理

本計画は、取組の実施状況を継続的に改善し、より成果を出していく、環境マネジメントシステム（EMS）のPDCAサイクルの考え方に基づき、進行管理を行います。

### ① 計画（PLAN）

市は、年度の始めに年度の取組目標やその達成計画を示す年次行動計画を策定します。

### ② 実行（DO）

市は、年次行動計画に基づき、施策を推進します。また、市民・事業者・各種団体等、各主体へ取組の啓発、情報の提供等に努め、個々の活動を推進します。

### ③ 点検・評価（CHECK）

市は、年次行動計画の進捗状況の確認を行い、環境管理本部会議により市の施策の評価を行います。また、市民・事業者等の取組状況の把握を行い、環境指標等によって全体の評価を行います。

### ④ 改善（ACT）

市は、進捗状況の取りまとめ結果を環境審議会に報告し、環境審議会は本年度の反省点と来年度の課題について審議を行い、年次報告書として答申を行います。年次報告書は、市民・事業者等へ公表し、意見を募ります。意見がある場合には、市民は環境審議会に意見を提出し、環境審議会での審議を経て、次年度以降の行動計画に反映されます。



